告　示

○金融庁告示第四号

ビーエヌワイ・インターナショナル・ファイナンシング・コーポレーションが、ニューヨークメロン信託銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により、ビーエヌワイ・インターナショナル・ファイナンシング・コーポレーションが受けた同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月九日

金融庁長官　細溝　清史

○総務省告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月九日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十六年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空総隊）

二　国外派遣期間　平成二十七年三月十二日まで

三　派遣人数（概数）　三百六十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国グアム

○総務省告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月九日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十六年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空支援集団）

二　国外派遣期間　平成二十七年三月十二日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国グアム

○総務省・法務省・経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の規定により特定認証業務を認定したので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年二月九日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　宮沢　洋一

1　認定に係る特定認証業務の名称　ＤＩＡＣＥＲＴ－ＰＬＵＳサービス

2　認定に係る特定認証業務を行う者の名称　ジャパンネット株式会社

3　認定に係る特定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区麹町一丁目４番４号

4　認定の年月日　平成27年１月21日

5　認定が効力を失う年月日　平成28年１月20日

6　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

4ODC　D033　96BD　FABC　CE8F　1B01　37F5　A009　C86B　D99D

7　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　2031　644C　B6CC　B04F　4C71　2527　7FAD　AEF4　E27E　671D　7821　B891　4E14　9322　868C　7F8F

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八〇六	二七、一、九	鹿野　裕司
四八〇七	二七、一、九	村上　正俊
四八〇八	二七、一、九	矢澤　雅彦
四八〇九	二七、一、九	松尾　武明
四八一〇	二七、一、九	八木　義晶
四八一一	二七、一、九	西川　隆清

○法務省告示第八十二号

さいたま市中央区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月九日　法務大臣　上川　陽子

埼玉県与野市大戸五丁目八百七十五番地　宮田　禎夫

○法務省告示第八十三号

徳島県美馬市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年二月九日　法務大臣　上川　陽子

徳島県美馬郡古宮村字北又八百二十九番地　山下　清市

○法務省告示第八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十四年三月十三日法務省告示第九十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月九日　法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年三月十三日」を「平成二十七年三月十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月十三日から施行する。

○法務省告示第八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月九日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表島根自動機株式会社の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

イーシフト株式会社	茨城県結城市矢畑六百八十二番地	仕上げ
紀和建設工業株式会社	埼玉県和光市下新倉三丁目十四番三十号	建設機械施工
東京特殊印刷工業株式会社	東京都世田谷区桜新町二丁目五番五号	プラスチック成形
株式会社冲セキ	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番地二ソシオ砂子ビル十一Ｆ	石材施工
島根自動機株式会社	島根県松江市鹿島町佐陀宮内七百八十四番地	機械加工、仕上げ、電気機器組立て

○法務省告示第八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月九日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

新潟造船株式会社	新潟県新潟市中央区入船町四丁目三千七百七十六番地	溶接
東海染工株式会社	愛知県清須市西枇杷島町子新田一番地の二	染色
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目一番二十七号	工業包装

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社アステム	宮城県刈田郡蔵王町大字矢附字川原脇一番地二	工場板金